

◎政治資金規正法等の一部を改正する法律 新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（会計帳簿の備付け及び記載） 第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 全ての収入及びこれに関する次に掲げる事項 イ ホ （略） へ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ。）、当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日並びに当該対価の支払をした者が第二十二 条の八第四項において準用する第二十二条の五第一項本文に	（会計帳簿の備付け及び記載） 第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 全ての収入及びこれに関する次に掲げる事項 イ ホ （略） へ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

トヽリ (略)

二・三 (略)

2 (略)

(報告書の提出)

第十二条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、四月以内)に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イヽヘ (略)

ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載

トヽリ (略)

二・三 (略)

2 (略)

(報告書の提出)

第十二条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、四月以内)に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イヽヘ (略)

ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載

すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。)のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が五万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業、当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日並びに当該対価の支払をした者が第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

チヌヌ (略)

二ノ三 (略)

2ノ4 (略)

(監査意見書の添付等)

第十四条 (略)

2 (略)

3| 政党又は政治資金団体の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書の提出及び第一項の規定による書面の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により行うものとする。

すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。)のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が五万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

チヌヌ (略)

二ノ三 (略)

2ノ4 (略)

(監査意見書の添付)

第十四条 (略)

2 (略)

(新設)

(会計帳簿等の保存)

第十六条 (略)

2 政治団体の会計責任者は、第二十二條の五第二項(第二十二條の八第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十條第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

第十八條の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六條第五項、第六條の二、第七條第二項、第七條の二、第十二條第一項第三号及び第三項、第十四條、第十七條第三項並びに前條の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

2 前項の場合において、第六條第一項中「その組織の日又は第三條第一項各号若しくは前條第一項各号の団体となつた日(同項第

(会計帳簿等の保存)

第十六条 (略)

2 政治団体の会計責任者は、第二十二條の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十條第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

第十八條の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六條第五項、第六條の二、第七條第二項、第七條の二、第十二條第一項第三号及び第三項、第十四條、第十六條第二項、第十七條第三項並びに前條の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

2 前項の場合において、第六條第一項中「その組織の日又は第三條第一項各号若しくは前條第一項各号の団体となつた日(同項第

二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その

二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その

有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「全ての収入」とあるのは「全ての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「全ての支出」とあるのは「全ての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）」について」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、同条第二項中「第二十二条の五第二項（第二十

有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「全ての収入」とあるのは「全ての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「全ての支出」とあるのは「全ての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）」について」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目

「二条の八第四項において準用する場合を含む。」とあるのは「第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の五第二項」と、第十七條第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八條の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六條第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同條第二項中「第十二條第一項」とあるのは「第十二條第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三條中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出)
第十九條の十五 国會議員関係政治団体の会計責任者は、第十九條の十において読み替えて適用する第十二條第一項又は第十七條第

的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八條の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六條第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同條第二項中「第十二條第一項」とあるのは「第十二條第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三條中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出)
第十九條の十五 国會議員関係政治団体の会計責任者は、第十九條の十において読み替えて適用する第十二條第一項又は第十七條第

一項の規定による報告書及び第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書の提出並びに前条第四項の規定による確認書の添付については、電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

(収支報告書の公表)

第二十条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された個人寄附者等（寄附若しくは寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払若しくは対価の支払のあつせんをした者であつて、個人であるものをいう。第五項において同じ。）の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の名称に係る部分（外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名）に限つて行うものとする。

4 (略)

一項の規定による報告書及び第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書の提出並びに前条第四項の規定による確認書の添付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

(収支報告書の公表)

第二十条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された個人寄附者等（寄附若しくは寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払若しくは対価の支払のあつせんをした者であつて、個人であるものをいう。）の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の名称に係る部分（外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名）に限つて行うものとする。

4 (略)

5| 第一項の場合において、総務大臣は、総務省令で定めるところ

(新設)

により、第十四条第三項又は第十九条の十五の規定により電子情報処理組織を使用する方法により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出された第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に係るデータベース（当該報告書に記載された事項（個人寄附者等に係る事項として総務省令で定める事項を除く。）に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて取得し、かつ、検索することができるよう体系的に構成したものをいう。以下この条及び第二十条の三第三項において同じ。）を整備し、当該データベースをインターネットを通じて一般の利用に供しなければならない。

6| データベースにおける第十二条第一項又は第十七条第一項の規

(新設)

定による報告書に記載された事項に関する情報の提供は、第一項後段の規定により同項後段の日までに公表される第十二条第一項の規定による報告書に係る情報にあつては当該日の属する年の十二月三十一日までに、当該報告書以外の同項又は第十七条第一項の規定による報告書に係る情報にあつては第一項の規定により当該報告書が公表された日以後遅滞なく、それぞれ開始するものと

し、同項の規定によりこれらの報告書が公表された日以後三年を経過する日までの間、継続して行うものとする。

7| 都道府県の選挙管理委員会は、総務大臣の求めに応じ、第五項

(新設)

の規定によるデータベースの整備のために必要な事項を通知しなければならぬ。

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 (略)

2 (略)

3 データベースに係る第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された事項に関する情報で第二十条第六項の規定により提供が開始される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該報告書に記載された事項に関する情報の提供が開始される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

4 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十條第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十条第六項の規定により同条第五項のデータベースにおける同法第十二條第一項又は第十七條第一項の規定による報告書(次条において単に「報告書」という。)に記載された事項に関する情報の提供が開始された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一條中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

治資金規正法第二十条第六項の規定により同条第五項のデータベースにおける報告書に記載された事項に関する情報の提供が開始された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

5| 都道府県は、第一項又は第三項の規定の例により、収支報告書等又は第二十条第七項の規定により通知した事項に係る情報の開示を行うものとする。

第二十二條の五 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百二十四条第一項に規定する基準日（以下この項において「定時株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの）（以下この条及び第二十二條の八第六項において「外国人等」という。）から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。ただし、日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において五年以上継続

3| 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

第二十二條の五 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百二十四条第一項に規定する基準日（以下この項において「定時株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの）から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。ただし、日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において五年以上継続して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立された株式

して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社の全てが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が五年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株式がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が五年以上であるものを含む。）がする寄附については、この限りでない。

2 外国人等であつて前項ただし書に規定する者であるもの（以下この項及び次項において「特例上場日本法人」という。）は、政治活動に関する寄附をするときは、特例上場日本法人である旨を、文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければならない。

3 外国人等（特例上場日本法人を除く。以下同じ。）は、外国人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽つて政治活動に関する寄附をしてはならない。

会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が五年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株式がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が五年以上であるものを含む。）がする寄附については、この限りでない。

2 前項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものは、政治活動に関する寄附をするときは、同項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものである旨を、文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければならない。

（新設）

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二條の八 (略)

2・3 (略)

4 第二十二條の五、第二十二條の六第一項及び第三項並びに前條の規定は、政治資金パーティーの対価の支払について準用する。
この場合において、第二十二條の五第一項本文中「政治活動に関する寄附」とあり、同項ただし書中「寄附」とあり、及び同條第二項中「政治活動に関する寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と、同項中「当該寄附」とあるのは「当該対価の支払」と、同條第三項中「政治活動に関する寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と、第二十二條の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同條第三項中「寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と、前條第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同條第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価のあつせん」と、「寄附」とあるのは「、対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

5 (略)

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二條の八 (略)

2・3 (略)

4 第二十二條の六第一項及び第三項並びに前條の規定は、政治資金パーティーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二條の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同條第三項中「寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と、前條第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同條第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、「寄附」とあるのは「、対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

5 (略)

6| 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、外国人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知するものとする。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例）

第三十二条の二 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四、第十九条の十四の二第四項又は第二十九条の規定（以下この条において「届出等関係規定」という。）による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、届出等関係規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うことを要しない。

（事務の区分）

（新設）

（電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例）

第三十二条の二 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四、第十九条の十四の二第四項又は第二十九条の規定（以下この条において「届出等関係規定」という。）による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、届出等関係規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うことを要しない。

（事務の区分）

第三十三條の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項から第四項まで及び第七項、第二十条の二、第二十二條の六第五項（第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三 （略）

2
（略）

第三十三條の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条、第二十条の二、第二十二條の六第五項（第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三 （略）

2
（略）

○政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第十三条から第十五条まで及び第十六条第一項の規定公布の日 二・三 （略） （収支報告書の公表に関する経過措置） 第五条 （略） 2・3 （略） 4 当分の間、第二条改正後政治資金規正法第十二条第一項又は第十七条第一項に規定する報告書を提出する場合（電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合を除く。）においては、当該報告書に記載すべき事項を記載した書面（第二条改正後政治資金規正法第二十条第三項に規定する個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の名称に係る	附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第十三条から第十五条まで及び第十六条第一項から第三項までの規定 公布の日 二・三 （略） （収支報告書の公表に関する経過措置） 第五条 （略） 2・3 （略） 4 当分の間、第二条改正後政治資金規正法第十二条第一項又は第十七条第一項に規定する報告書を提出する場合（電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合を除く。）においては、当該報告書に記載すべき事項を記載した書面（第二条改正後政治資金規正法第二十条第三項に規定する個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の名称に係る

部分（外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名）以外の部分の記載がない書面で、当該部分を除いた記載の内容が当該報告書の記載の内容と同一であるものに限る。）を併せて提出することができる。この場合において、第二条改正後政治資金規正法第十六条、第十九条の三第二項、第十九条の十六第一項、第十九条の十六の二、第二十条第一項、第二項、第四項及び第六項、第二十条の二第一項及び第二項、第二十条の三第一項及び第二項、第二十五条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十一条並びに第三十二条の規定の適用については、第二条改正後政治資金規正法第十六条第一項中「報告書」とあるのは「報告書に係る住所限定報告書（政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）附則第五条第四項の規定により第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に併せて提出された書面をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第二条改正後政治資金規正法第十九条の三第二項中「同項に規定する報告書」とあるのは「住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第十九条の十六第一項中「報告書が」とあるのは「住所限定報告書が」と、「報告書を」とあるのは「住所限定報告書に係る第十二条第一項の規定による報告書を」と、第二条改正後政治資金規正法第十九条の十六の二中「公表された」とあるのは「当該報告書に係る住所限定報告書が公表された」と、「当該報告書が」とあるのは

部分（外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名）以外の部分の記載がない書面で、当該部分を除いた記載の内容が当該報告書の記載の内容と同一であるものに限る。）を併せて提出することができる。この場合において、第二条改正後政治資金規正法第十六条、第十九条の三第二項、第十九条の十六第一項、第十九条の十六の二、第二十条第一項、第二項及び第四項、第二十条の二第一項及び第二項、第二十条の三第一項及び第二項、第二十五条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十一条並びに第三十二条の規定の適用については、第二条改正後政治資金規正法第十六条第一項中「報告書」とあるのは「報告書に係る住所限定報告書（政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）附則第五条第四項の規定により第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に併せて提出された書面をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第二条改正後政治資金規正法第十九条の三第二項中「同項に規定する報告書」とあるのは「住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第十九条の十六第一項中「報告書が」とあるのは「住所限定報告書が」と、「報告書を」とあるのは「住所限定報告書に係る第十二条第一項の規定による報告書を」と、第二条改正後政治資金規正法第十九条の十六の二中「公表された」とあるのは「当該報告書に係る住所限定報告書が公表された」と、「当該報告書が」とあるのは「当

は「当該住所限定報告書が」と、第二条改正後政治資金規正法第二十条第一項中「当該報告書を」とあるのは「当該報告書に係る住所限定報告書を」と、「報告書に」とあるのは「報告書に係る住所限定報告書に」と、同条第二項中「の報告書」とあるのは「の住所限定報告書」と、同条第四項中「報告書」とあるのは「住所限定報告書」と、同条第六項中「当該報告書が」とあるのは「当該報告書に係る住所限定報告書が」と、「これらの報告書」とあるのは「これらの報告書に係る住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第二十条の二第一項中「による報告書」とあるのは「による報告書及び住所限定報告書」と、「報告書を」とあるのは「住所限定報告書を」と、同条第二項中「報告書が」とあるのは「住所限定報告書が」と、「当該報告書」とあるのは「当該報告書、住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第二十条の三第一項中「による報告書」とあるのは「による報告書（住所限定報告書を含む。）」と、「より当該報告書」とあるのは「より住所限定報告書を含む。）」と、「当該報告書」とあるのは「より住所限定報告書」と、「当該報告書」とあるのは「当該住所限定報告書」と、同条第二項中「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により報告書」とあるのは「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）附則第五條第四項の規定により読み替えて適用される政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規

該住所限定報告書が」と、第二条改正後政治資金規正法第二十条第一項中「当該報告書を」とあるのは「当該報告書に係る住所限定報告書を」と、「報告書に」とあるのは「報告書に係る住所限定報告書に」と、同条第二項中「の報告書」とあるのは「の住所限定報告書」と、同条第四項中「報告書」とあるのは「住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第二十条の二第一項中「による報告書」とあるのは「による報告書及び住所限定報告書」と、「報告書を」とあるのは「住所限定報告書を」と、同条第二項中「報告書が」とあるのは「住所限定報告書が」と、「当該報告書」とあるのは「当該報告書、住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第二十条の三第一項中「による報告書」とあるのは「による報告書（住所限定報告書を含む。）」と、「より当該報告書」とあるのは「より住所限定報告書」と、「当該報告書」とあるのは「当該住所限定報告書」と、同条第二項中「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により報告書」とあるのは「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）附則第五條第四項の規定により読み替えて適用される政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により同法第十六條第一項に規定する住所限定報告書（次条において単に「住所限定報告書」という。）」と、「政治資金規正法第二十条第一項の規定により報告書」とあるのは

定により同法第十六条第一項に規定する住所限定報告書（次条において単に「住所限定報告書」という。）と、「政治資金規正法第二十条第一項の規定により報告書」とあるのは「政治資金規正法の一部を改正する法律附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される政治資金規正法第二十条第一項の規定により住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第二十五条第一項第二号中「報告書」とあるのは「報告書（住所限定報告書を含む。次号において同じ。）」と、第二条改正後政治資金規正法第三十一条中「報告書」とあるのは「報告書（住所限定報告書を含む。）」と、第二条改正後政治資金規正法第三十二条第三号中「による報告書」とあるのは「による報告書及び住所限定報告書」と、「及び」とあるのは「並びに」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5
(略)

第十三条 削除

は「政治資金規正法の一部を改正する法律附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される政治資金規正法第二十条第一項の規定により住所限定報告書」と、第二条改正後政治資金規正法第二十五条第一項第二号中「報告書」とあるのは「報告書（住所限定報告書を含む。次号において同じ。）」と、第二条改正後政治資金規正法第三十一条中「報告書」とあるのは「報告書（住所限定報告書を含む。）」と、第二条改正後政治資金規正法第三十二条第三号中「による報告書」とあるのは「による報告書及び住所限定報告書」と、「及び」とあるのは「並びに」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5
(略)

（政党交付金の交付停止等の制度の創設）

第十三条 政党助成法第三条第一項の規定による政党交付金の交付の決定を受けている政党に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割（同条第二項に規定

第十五条 削除

する議員数割をいう。)の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を創設するため、必要な措置が講ぜられるものとする。

(政治資金に関する独立性が確保された機関の設置)

第十五条 政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出に関する当該機関による監査の在り方を含めその具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第十六条 (削る)

(検討)

第十六条 外国人、外国法人等がする政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

① 個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の対象の拡大、当該特別控除に係る控除率の引上げその他の個人のする政治活動に関する寄附を促進するた

2 個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除(次項において「寄附金控除の特例等」という。)の対象の拡大、当該特別控除に係る控除率の引上げその他

めの措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(削る)

2| 前項に定めるもののほか、この法律による改正後の政治資金規正法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、当該規定の施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

の個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3| 公職の候補者が選挙区の区域（選挙の行われる区域を含む。）を単位として設けられる政党の支部で当該公職の候補者が代表者であるものに対してする政治活動に関する寄附を寄附金控除の特例等の適用の対象としないための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

4| 前三項に定めるもののほか、この法律による改正後の政治資金規正法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、当該規定の施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（第三条関係）

改正後

（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から令和十一年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び公職の候補者（同法第三条第四項に規定する公職の候補者をいう。）が特定政党支部（同条第二項に規定する政党の支部で公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうちその代表者が当該公職の候補者であるものをいう。）に對してするものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第四号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦

改正前

（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から令和十一年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第四号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により第四号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として

（傍線部分は改正部分）

し、又は支持する者が、公職選挙法第八十六条から第八十六条の四までの規定により同号口の候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一〇四 (略)

二〇六 (略)

公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一〇四 (略)

二〇六 (略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

法律	事務
（略）	（略）
政治資金規正法 （昭和二十三年 法律第九十四 号）	一 この法律の規定により都道府県が処理 することとされている事務のうち、次に掲 げるもの イ 第六条第一項（同条第五項において準 用する場合を含む。）、第六条の三、第七 条第一項及び第二項、第七条の二第一項 及び第二項、同条第三項（第十七条第四 項において準用する場合を含む。）、第七 条の三第一項、第十二条第一項、第十七 条第一項及び第三項、第十八条第五項、 第十九条第二項及び第三項、第十九条の 二、第十九条の十六、 <u>第二十</u> 条第一項か ら第四項まで及び第七項、 <u>第二十</u> 条の 二、 <u>第二十二</u> 条の六第五項（ <u>第二十二</u> 条 の六の二第五項において準用する場合 を含む。）並びに第三十一条の規定によ り都道府県が処理することとされてい

改正前

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

法律	事務
（略）	（略）
政治資金規正法 （昭和二十三年 法律第九十四 号）	一 この法律の規定により都道府県が処理 することとされている事務のうち、次に掲 げるもの イ 第六条第一項（同条第五項において準 用する場合を含む。）、第六条の三、第七 条第一項及び第二項、第七条の二第一項 及び第二項、同条第三項（第十七条第四 項において準用する場合を含む。）、第七 条の三第一項、第十二条第一項、第十七 条第一項及び第三項、第十八条第五項、 第十九条第二項及び第三項、第十九条の 二、第十九条の十六、 <u>第二十</u> 条、 <u>第二十</u> 条の二、 <u>第二十二</u> 条の六第五項（ <u>第二十</u> 条の六の二第五項において準用する 場合を含む。）並びに第三十一条の規定 により都道府県が処理することとされ ている事務

(略)	
(略)	る事務 ロ・ハ 二(略) (略)
(略)	
(略)	ロ・ハ 二(略) (略)

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（解散の届出等） 第十七条（略） 2・3（略） 4 第十二条第二項から第四項まで、第十三条及び第十四条の規定は第一項の報告書について、第七条の二第三項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ準用する。 （政治団体の支部） 第十八条 政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれの政治団体とみなしてこの章の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第四項、第十四条（前条第四項において準用する場合を含む。）及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入（寄附並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。）」と、第十二条第一項第一号ヌ中「リの収入」とあるのは「リの収入並びに第十八条第四項に規定	（解散の届出等） 第十七条（略） 2・3（略） 4 第十二条第二項から第四項まで、第十三条から第十四条までの規定は第一項の報告書について、第七条の二第三項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ準用する。 （政治団体の支部） 第十八条 政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれの政治団体とみなしてこの章の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第四項、第十三条の二（前条第四項において準用する場合を含む。）、第十四条（前条第四項において準用する場合を含む。）及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入（寄附並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。）」と、第十二条第一項第一号ヌ中「リの

する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2ゝ5 (略)

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六条第五項、第六条の二、第七条第二項、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十四条、第十六条第二項、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

2ゝ4 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・一の二 (略)

収入」とあるのは「リの入収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2ゝ5 (略)

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六条第五項、第六条の二、第七条第二項、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十三条の二、第十四条、第十六条第二項、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

2ゝ4 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・一の二 (略)

二 第十二条、第十七条、第十八条第四項又は第十九条の五の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 (略)

2
5 (略)

二 第十二条、第十三条の二第二項、第十七条、第十八条第四項又は第十九条の五の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 (略)

2
5 (略)

○政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）（附則第八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 （収支報告書の記載及び提出に関する経過措置） 第三条 第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項（第一号ロ及び第二号の二に係る部分に限るものとし、第一条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第十九条の十、第十九条の十一の二、第十九条の十一の三において読み替えて適用する第十六条第一項、第十九条の十三第一項及び第二項、第十九条の十四の二、第十九条の十五（第一条改正後政治資金規正法第十九条の十四の二第四項の規定により添付する確認書（附則第五条第一項及び第二項において単に「確認書」という。）に係る部分に限る。）並びに第三十二条の二（第十九条の十四の二第四項の規定に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の年に係る第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日から起算して一年が経過した日以後に第一条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書（次条及び附則第五条第二項において「新法適用報告書」という。）の記載、提出及び保存について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係	附 則 （収支報告書の記載及び提出に関する経過措置） 第三条 第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項（第一号ロ及び第二号の二に係る部分に限るものとし、第一条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、<u>第十三条の二第二項、同条第四項において読み替えて適用する第十二条第一項、第十九条の十、第十九条の十一の二、第十九条の十一の三において読み替えて適用する第十六条第一項、第十九条の十三第一項及び第二項、第十九条の十四の二、第十九条の十五（第一条改正後政治資金規正法第十九条の十四の二第四項の規定により添付する確認書（附則第五条第一項及び第二項において単に「確認書」という。）に係る部分に限る。）並びに第三十二条の二（第十九条の十四の二第四項の規定に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年以後の年に係る第一条改正後政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日から起算して一年が経過した日以後に第一条改正後政治資金規正法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書（次条及び附則第五条第二項において「新法適用報告書」と</u>

る第一条の規定による改正前の政治資金規正法（以下「第一条改正前政治資金規正法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日から起算して一年が経過した日前に第一条改正前政治資金規正法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載、提出及び保存については、なお従前の例による。	いう。）の記載、提出及び保存について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る第一条の規定による改正前の政治資金規正法（以下「第一条改正前政治資金規正法」という。）第十二条第一項の規定による報告書及び施行日から起算して一年が経過した日前に第一条改正前政治資金規正法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の記載、提出及び保存については、なお従前の例による。
2・3（略）	2・3（略）
第十三条から第十五条まで 削除	第十三条 削除
	第十四条 削除
	第十五条 削除